

都立高等学校の支援制度（令和9年度入学版）

しゅうがくしえんきん 就学支援金 授業料

《授業料が無料になります》

対象：日本国内に住所を有し、国籍・在留資格等の要件を満たした世帯（世帯年収に関わらず全員の申請が必要になります）

手続：毎年度3月～4月頃 年1回

※ 国が保護者に代わり授業料を学校に支払います。

※ 保護者が直接現金を受け取る制度ではありません。

きゅうふがたしょうがくきん 給付型奨学金 資格取得費用・ 検定試験費用等

《選択的な教育活動に係る費用軽減》

対象：生活保護受給世帯及び年収490万円程度

（所得割182,500円未満）の世帯

手続：毎年度3月～4月頃 年1回

給付方法：各学校が指定する選択的教育活動に必要な経費を、一定の上限金額内で、東京都が保護者に代わり支払います。

※ 保護者が直接現金を受け取る制度ではありません。

しょうがく きゅうふきん 奨学のための給付金 教科書費・教材費・ 学用品・通学用品等

《授業料以外に必要な教育費負担軽減》

対象：生活保護受給世帯及び年収490万円程度

（所得割182,500円未満）の世帯

手続：毎年度9月頃締切（年1回） 12月頃支給

給付方法：12月以降に保護者の口座へ振込みます。返済不要です。

いくえいしきん 育英資金 その他の教育費

《教育費全般に対する貸付金》

手続：4月中旬

貸付方法：指定する口座へ月額1万8000円を振込みます。

※ 貸付金のため高等学校等卒業後返還義務が生じます。

※ お問い合わせは公益財団法人東京都私学財団へお願いします。

た しえんじぎょう その他支援事業

東京都教育委員会ホームページでは、

奨学金事業実施団体等の支援制度を紹介しています。

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/tuition/tuition/enrollment_support.html

各支援制度を受けるには、必ず申請が必要となります。
手続の時期には、学校からのお知らせ文書を御確認下さい。

世帯ごとの支援額

桐ヶ丘高校（定時制課程・単位制）の場合

奨学のための給付金

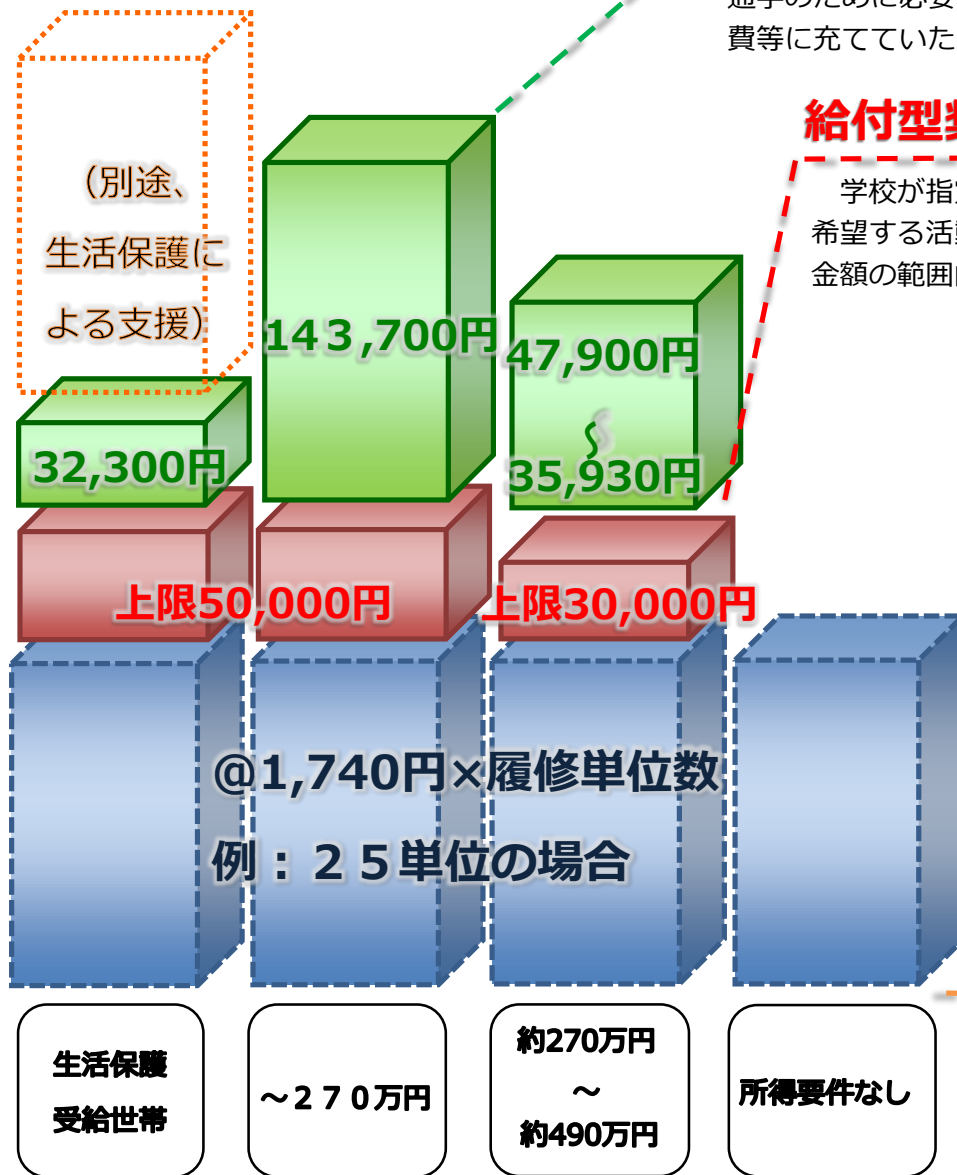
保護者の指定する口座に認定額を振り込みます。
通学のために必要な学用品や通学用品、教科外活動費等に充てていただくことになります。

給付型奨学金

学校が指定した教育活動の中から、生徒が希望する活動を選択します。認定された上限金額の範囲内で、希望する活動にかかる費用

就学支援金

就学支援金が認定された場合、国が授業料を東京都に支払うため、授業料の支払いが不要となります。



※ 年収はあくまで目安であり、審査は区市町村民税の所得割額等で行います。

ここでは、世帯構成員4人（保護者2人と子2人）の家族で、保護者1人が残りの3人を扶養している場合を想定し、おおよその世帯年収を算出しています。

★ 令和8年10月現在の制度概要であり、審査基準や支給・給付額が変更になる可能性があります。

問合せは都立桐ヶ丘高等学校 経営企画室へお願いします。

☎ 03(3906)2173 8時30分～17時